



# 生産性向上特別措置法に基づく 固定資産税の軽減措置

2023年3月31日まで

新規取得設備の固定資産税が

# 最大3年間ゼロ※1になります!

固定資産税  
**50~100%  
軽減!!**

対象者 ※1

資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち  
**先端設備等導入計画の認定を受けた者** (大企業の子会社を除く)

対象となる機械装置の要件 ※1

生産性向上に資する指標が、  
**旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備**

機械装置	測定器機および 検査工具	器具備品	建物付属設備	中古資産で ないこと
最低取得価格 <b>160万円以上</b>	最低取得価格 <b>30万円以上</b>	最低取得価格 <b>30万円以上</b>	最低取得価格 <b>60万円以上</b>	
販売開始時期 <b>10年以内</b>	販売開始時期 <b>5年以内</b>	販売開始時期 <b>6年以内</b>	販売開始時期 <b>14年以内</b>	

※1 減免税額は市区町村により異なります。

## 対象モデルは充実のラインアップをご用意

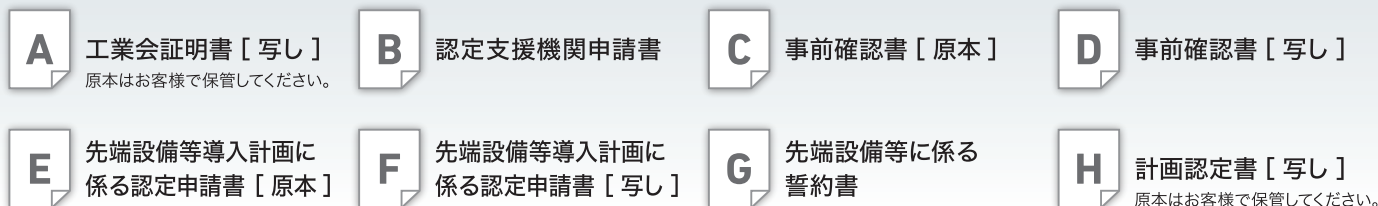


[ 今回の優遇税制では ]

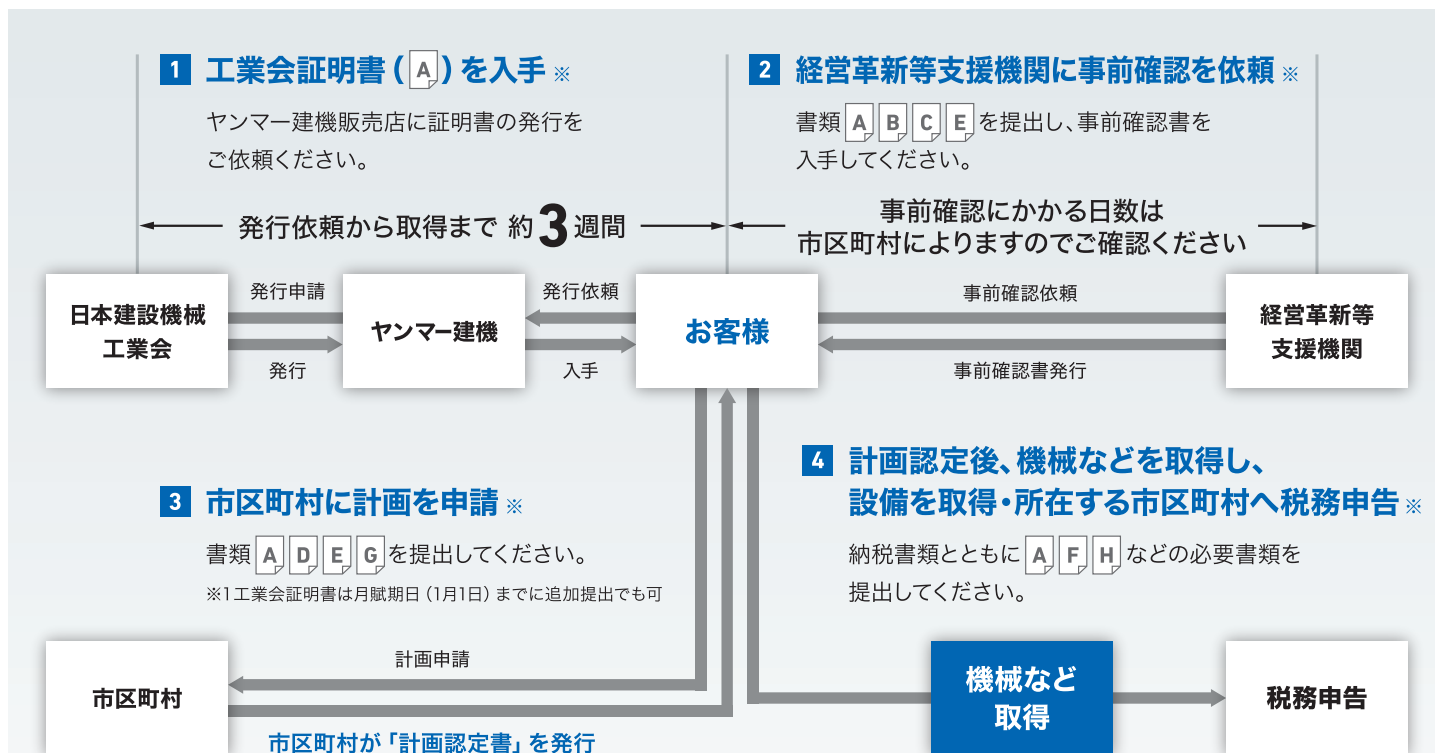
- 中小企業経営強化税制との併用が可能です。
- 条件を満たせばレンタル資産・旧型機も対象となります。
- 購入ではなくリース契約の場合も対象です。  
ファイナンスリースについては対象となります。  
オペレーティングリース(残価設定リース)は対象外です。

# 固定資産税の特別措置を受けるには 「先端設備導入計画」の策定・事前認定が必要です。

## ■ 必要書類



## ■ 税務申告までの手順



固定資産税の特別措置は「先端設備導入計画」の事前認定が必須です。  
早めのお手続きをお願いいたします。

※ 必要書類は市区町村によって異なります。必ずご確認ください。

◎ 「先端設備等導入計画に係る認定申請書」「認定支援機関申請書」「先端設備等に係る誓約書」は中小企業庁HPから取得可能です。  
◎ 詳細は中小企業庁HPをご確認ください。

証明書の発行や対象機種の確認など、ご不明な点がございましたら、お気軽にお近くのヤンマー建機販売店へお問い合わせください。

## ヤンマー建機株式会社

- 北日本営業部 (〒983-0025)宮城県仙台市宮城野区福田町南1-1-10 TEL (022) 259-7201
  - 関東営業部 (〒362-0025)埼玉県上尾市上尾下998-1 TEL (048) 778-4878
  - 中部営業部 (〒497-0050)愛知県海部郡菟江町学戸2丁目33番地 TEL (0567) 95-5355
  - 西部営業部 (〒577-0066)大阪府東大阪市高井田本通1-7-30 TEL (06) 6783-1121
  - 九州営業部 (〒812-0857)福岡県福岡市博多区西月隈1丁目5-8 TEL (092) 441-0928
  - ヤンマー沖繩株式会社 (〒901-2223)沖縄県豊後市大山7-11-12 TEL (098) 898-3111
  - ヤンマー建機営業企画部 (〒833-0055)福岡県筑後市大字熊野1717-1 TEL (0942) 70-8993
- yanmar.com

掲載した内容は、予告なく変更することがあります。

商品についてのご意見、ご質問は下記へ



この印刷物は植物油インキを使用しています。

2022年2月作成 032D0-J00660 2202®